

(別紙4)

## 第68回京都大学11月祭における外部団体連携行為に関する規制方針について

2026年5月28日

11月祭事務局

本年度の11月祭における外部団体連携行為については、次のような内容の規制を今後の全学実行委員会の場で承認することを検討している（本資料の内容を承認することを求めるものではない）。今回は、この是非について伺いたい。

### 《規制内容》

#### (1) 用語の定義等

- (a) 外部団体：京大生または京大生を主体とする団体以外の全ての個人および団体

#### (2) 規制の目的

「学生らによる自主的・主体的11月祭」宣言は、11月祭が、京大生が自らの自主性および主体性に基づいて活動するための場であるべきと定める。11月祭の開催主体たる全学実行委員会は、11月祭をそのような場とする責務を負う。

#### (3) 基本方針

- (a) 11月祭の運営または11月祭における企画の目的や内容は、原則として、京大生が自主的・主体的な立案によって決定されるものである。
- (b) 11月祭を運営したり、11月祭において企画を出展したりするにあたって、外部団体と連携する（これを外部団体連携行為という。）際は、当該連携行為は、全学実行委員会による承認を必要とする。ただし、規程によりあらかじめその必要がないとされる行為については、この限りではない。

#### (4) 次に掲げる外部団体連携行為は、11月祭事務局がその可否を判断することができる。

- (a) 11月祭事務局が行う、11月祭の開催や運営のために必要な物品の購入または借用、業者との連携その他全学実行委員会が11月祭事務局に委託する実務の範囲内であると解されるもの。

- (b) 地域間交流、親睦等を主たる目的としたものであり、京大生による企画の出展や11月祭の運営に不当な影響を与えない規模や形態等のもの。ただし、社会通念上営利活動として解されるものは除く。

(5) 企画の出展に際する外部団体連携行為（従来の外部団体連携行為は主にこれに該当する）

(a) 企画の出展に際する外部団体連携行為は、次の要件を満たすことを必要とする。

- (i) 当該外部団体連携行為が、出展団体の自律的な立案または選択に基づくものであること。
- (ii) 当該連携行為によって、企画の全部または一部を、事実上外部団体が出展することとなるものではないこと。

(b) 前項の要件を満たすかどうかを判断する際は以下の観点を中心として総合的に判断する。なお、これらは他の観点を持ち出すことを妨げるものではない。

- (i) 当該外部団体連携行為が、出展団体の自律的な立案または選択に基づくものであること。

- (a) 企画の目的や内容に対する外部団体の提案を受け入れることが強要されていないこと。

- (b) 連携によって出展者が享受する価値を著しく上回る対価を要求されていないこと。

- (c) 企画を出展する団体の主権を京大生が保持していること。

- 出展する団体の主要な構成員が京大生であること。
    - 企画の存否または内容が、外部団体からの資金提供に実質的に依存していないこと。

- (ii) 企画の目的や内容の全部または一部を、事実上外部団体が出展しているものでないと認められること。

- (a) 広報物や頒布物等において外部団体の名称やロゴ、サービス等の表示が過度なものでないこと。

- (b) 企画本来の目的よりも外部団体の広報宣伝が表出していないこと。

- (c) 外部団体の利益追求を主とした企画内容となっていないこと。

- (d) 客観的に見て、企画の出展目的や内容を決める主導権が京大生にあること。

- 外部団体の人数が京大生の人数を過度に上回っていないこと。

(6) 事前相談制について

- (a) 11月祭において企画を出展しようとする者は、当該企画の出展において外部団体との関係を持つことを予定する場合、当該関係が規程に違反するものでないかの見解を11

月祭事務局に求めなければならない。

- (b) 前項の請求があったとき、11月祭事務局は、すみやかに見解を示さなければならない。

(7) 差し止め・罰則について

- (a) 11月祭の当日、規程に違反することが明らかである行為を発見した場合、11月祭事務局は、当該行為の是正を要求することができる。
- (b) 出展団体が是正要求に応じない場合、11月祭事務局は当該行為を差し止めることができる。
- (c) 差し止めの対象となった行為が故意または重大な過失によるものであった場合、違反者には、11月祭会場からの退去や企画出展の停止、保証金の没収等の罰則を適用する。ただし、事前相談において11月祭事務局が「適」と判断した外部団体連携行為については、相談者による虚偽申告またはその他重大な事実隠しがあった場合を除き、この限りではない。

(8) 事例集について

- (a) 全学実行委員会の場で、昨年度までの外部団体連携行為および本年度発生が予想できる外部団体連携行為の事例について、その是非を判断する。ただし、この判断によって不可とされた事例について、責任をさかのぼって追及することはしない。
- (b) この判断結果をまとめて事例集とし、京大生に公開する。